

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員の任命について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員を任命したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
理事長 青木 健至

本多 浩三

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事に任命する

（以上 令和8年10月1日）